

建設常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 1 号 平成 26 年度岩国市一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 11 号 平成 27 年度岩国市一般会計予算

以上 2 議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 5 号 平成 26 年度岩国市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 6 号 平成 26 年度岩国市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 7 号 平成 26 年度岩国市周東食肉センター事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 8 号 平成 26 年度岩国市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 16 号 平成 27 年度岩国市簡易水道事業特別会計予算

議案第 17 号 平成 27 年度岩国市農業集落排水事業特別会計予算

議案第 18 号 平成 27 年度岩国市特定地域生活排水処理事業特別会計予算

議案第 19 号 平成 27 年度岩国市周東食肉センター事業特別会計予算

議案第 23 号 平成 27 年度岩国市駐車場事業特別会計予算

議案第 24 号 平成 27 年度岩国市水道事業会計予算

議案第 25 号 平成 27 年度岩国市工業用水道事業会計予算

議案第 27 号 平成 27 年度岩国市下水道事業会計予算

議案第 39 号 岩国市簡易水道条例の一部を改正する条例

議案第 40 号 岩国市下水道条例及び岩国市小規模下水道条例の一部を改正する条例

議案第 50 号 岩国市特別用途地区内における建築物の建築の制限に関する条例及び岩国都市計画地区計画川下地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

議案第 54 号 岩国市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 56 号 愛宕地区排水施設 J R 横断部河川改修工事の工事委託に関する基本協定の一部変更について

議案第 62 号 市道路線の認定について

議案第 63 号 市道路線の変更について

以上 19 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第 1 号 平成 26 年度岩国市一般会計補正予算（第 6 号）のうち、当委員会所管分の審査におきまして、土木費の耐震改修促進事業に関し、委員中から、「市内の公共的な建物における免震装置について、不適合装置の設置状況を把握しているか」との質疑があり、当局より、「免震装置が使用されている公共施設には、現在問題となっている、性能の基準を満たしていない免震装置は装備されていない。それ以外の建物については国による調査も行われると思われるので、そのあたりを注視していきたい」との答弁がありました。

本議案のうち、当委員会所管分につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決

すべきものと決しました。

次に、議案第11号 平成27年度岩国市一般会計予算のうち、当委員会所管分の審査におきまして、衛生費のごみ焼却施設建設事業に関し、委員中から、「入札価格の高い事業者が落札者となっていることについて、市民にわかりやすく説明してほしい」との質疑があり、当局より、「業者選定方式については、環境省が定めている廃棄物処理施設建設工事などの入札契約の手引きにおいても、技術力と価格を総合的に評価して落札者を選定する総合評価落札方式を基本とするべきとされている。また、市民の生活環境を確保する、より優れた施設を建設し、運営管理していくということからも、総合評価落札方式を導入し、事業者から提出された技術提案書に対する技術評価点と、入札価格による価格点を合計し、総合的に評価して、落札者を決定した。技術提案書の審査においては、長期間、安定的にごみの焼却ができるかどうかで判断を行い、より技術力の高い事業者を選ぶことに心がけた」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「今後20年間の業務委託の結果を見ないと今回の評価の検証ができないのか」との質疑があり、当局より、「今後は、落札者と基本協定、基本契約、工事請負契約、業務委託契約を結んでいくこととなり、工事請負契約については、仮契約を締結した後、契約議案を上程することとなる。まずは落札者より提案されたことがしっかりと実行される契約書をつくりあげ、また、疑義が生じた際のリスク分担についても、両方で納得した上で契約をすることとしている」との答弁がありました。

また、落札者が決まったことにより、新施設におけるごみの処理方式や今後のごみの分別方法についての質疑があり、当局より、「新しい焼却施設の焼却炉はストーカ方式を採用しており、焼却可能なものは従来と変わらない。分別方法については、ごみの減量化やリサイクルの推進という意味からも、現在の方法が一番よいと考えており、ごみの分別の周知も市民の皆さんへ行き届いていることから、これまでの分別方法で行いたい」との答弁がありました。

次に、土木費の幹線道路対策費に関し、委員中から、南バイパス南伸に向けての現状と平成27年度の課題についての質疑があり、当局より、「市の取り組みとして、啓発看板の設置やパンフレットの作成、南伸実現に向けた座談会を民間期成同盟会と共同で開催するなど、地元の気運を盛り上げる啓発活動を行い、あわせて知事、国土交通省に対しての要望活動を行っている。国からは、岩国大竹道路の進捗状況を見ながら、次のステップとして南伸を検討したいとの発言があり、地元の気運の盛り上がり的大事である。また、柳井地域からの救急車の数が増えているのではないかとの話もあり、地元の方とも情報共有や意見交換に努め、地元の状況の変化も踏まえて要望するなど、タイミングを見ながら新たな取り組みを進めていきたい」との答弁がありました。

本議案のうち、当委員会所管分につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。
以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。